

障害者活躍推進計画

機関名	津市議会事務局
任命権者	津市議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
津市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	津市議会事務局においては、職員は他部局からの出向者であり当局で職員の募集・採用は行っていないが、今後障がいのある職員の配置を推進するため、組織的な体制を整えていく必要がある。また、会計年度任用職員の募集・採用の実施に当たっては、障がいのある方々への配慮を行う。
目標	障がい者雇用の推進に関する取組を促進すること
取組内容	<p>1. 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備</p> <p>障害者雇用推進者として議会事務局議会総務課長を選任する。障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。</p> <p>2. 障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定及び創出</p> <p>障がいのある職員の配置により、業務遂行について職員から相談があった場合は、労働局に相談するなどし、負担なく遂行できる職務内容について検討する。</p> <p>3. 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <p>障がいのある職員に対し、相談や面談等を通じて必要な配慮等を把握し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>4. その他</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある方々の活躍の場の拡大を図る。</p>